

## 愛知県医療審議会運営要領

## (目的)

第1 愛知県医療審議会(以下「審議会」という。)の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、医療法施行令に定めるもののほか、本要領の定めるところによる。

## (部会)

第2 審議会に、医療法施行令第5条の17に定める部会として、医療法人部会、医療計画部会及び医療対策部会を置く。

2 部会は原則として以下の事項について調査審議等を行う。

(1) 医療法人部会 医療法人に関すること

(2) 医療計画部会 医療計画(ただし、救急医療、災害医療、へき地医療及び地域医療に関することを除く。)に関すること

(3) 医療対策部会 救急医療、災害医療、へき地医療及び地域医療に関すること

3 部会は、会長が招集する。

4 部会は、これに属する委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

5 部会の議事は、出席した委員及び専門委員の3分の2の多数をもって決する。

6 部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、部会の審議の結果については、次に招集される審議会に報告するものとする。

7 部会が決議しなかった事項については、審議会の調査審議事項とすることができる。

## (会議の公開)

第3 審議会及び部会の会議は原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、審議会又は部会の議決により会議の一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときは、この限りでない。

(1) 愛知県情報公開条例(平成12年3月28日愛知県条例第19号)第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合。

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 前項の規定にかかわらず、医療法人部会の会議は原則非公開とする。ただし、部会において公開することが適当と認められた場合は公開する。

## (議事録の作成等)

第4 審議会及び部会の会議については、議事録を作成し、当該会議の開催時において審議会又は部会の会長が指名した2名の委員が署名する。

2 議事録の保存年限は5年間とする。

## (庶務)

第5 審議会及び医療計画部会の庶務は愛知県健康福祉部医療福祉計画課において、医療法人部会及び医療対策部会の庶務は愛知県健康福祉部医務国保課において処理する。

## 附 則

この要領は、昭和61年8月12日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成9年8月11日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成11年8月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成14年10月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成16年9月13日から施行する。

## 愛知県医療審議会の傍聴に関する要領

## 1 傍聴人の決定

会議の傍聴人は、会長が決定する。

## 2 傍聴人の定員

会議における傍聴人の定員は、10人とする。

## 3 傍聴申込み

傍聴を希望する者は、会議傍聴申込書（様式1又は様式2）により、会長に申し込むものとする。

なお、傍聴の申込みは会議開催当日、開会予定時刻の30分前から、会場の受付にて開始し（6に定める申込みの場合を除く。）会議開始の10分前に締め切る。

## 4 定員を超えた場合の取扱い

締切り時に、傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、傍聴申込書の提出者のうちから、抽選により定員までの傍聴人を決定する。

## 5 傍聴証等の交付

傍聴人には、当日、傍聴証（様式3）、傍聴される皆様へ（別紙）及び会議資料又はその概要を交付する。

傍聴人は、傍聴証を左胸に着用して、会議開会予定時刻までに入室し、傍聴される皆様へに記載された事項を遵守するものとする。

## 6 傍聴時の支援等を希望する場合の申込み

傍聴を希望する者が、視覚障害又は聴覚障害のため、傍聴に際して、点字による会議資料の交付、手話通訳者による通訳又は要約筆記者による筆記を希望する場合は、会議開催の1週間前までに会議傍聴申込書（様式2）により、会長に申し込むことができる。

## 7 傍聴席に入ることができない者

次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができないものとする。

- (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって会長が許可した場合は、この限りではない。
- (4) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者
- (5) 写真機、録音機、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、会長が許可した場合は、こ

の限りではない。

(6) その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

## 8 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに席を離れないこと。
- (2) 帽子、外とうの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、会長が許可した場合は、この限りではない。
- (3) 携帯電話、PHS及びポケットベルについては、使用できないよう電源を切ること。
- (4) 飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) 会場における言論に対し批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (6) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (7) 私語し、談論し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。
- (8) その他会議を妨害するような行為をしないこと。

## 9 写真、映画等の撮影及び録音の禁止

傍聴人は、傍聴席においては、写真、映画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。

## 10 会長の指示

会長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は会長の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができるものとする。

## 11 部会の傍聴への準用

部会の傍聴については、本要領の各規定を準用する。この場合において、本要領中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

## 12 施行年月日

この要領は、平成14年10月1日から施行する。